

増毛町告示教第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び増毛町契約規則（平成19年規則第11号）第3条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和4年9月16日

増 毛 町 長

1 資格及び購入をする車両の種類

令和4年度において町が締結しようとする（1）に定める契約にかかる一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により購入する車両の仕様は（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和4年9月16日増毛町告示教第1号で入札の公告を行う車両の購入契約

（2）資格

車両の購入契約に関する資格（以下「資格」という。）

（3）車両の仕様等

入札の公告（令和4年9月16日増毛町告示教第1号）1（3）のとおり

2 資格要件

1の（2）の資格については次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）町税（税外収入を含む。）を滞納している者でないこと。
- （7）法人税（個人事業主の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （8）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- （9）留萌管内に本店、支店若しくは営業所等を有すること。

3 資格審査の申請の時期及び申請方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和4年9月16日（金）から9月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

増毛町教育委員会 総務学校課で交付する。

なお、増毛町のホームページにおいてダウンロードすることができる。

（HPアドレス <http://www.town.mashike.hokkaido.jp/>）

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 増毛町教育委員会 総務学校課 総務係

イ 提出先の所在地 郵便番号077-0295 北海道増毛郡増毛町南畠中町2丁目25番地
電話番号 0164-53-2427（直通）

(4) 審査結果の通知は、入札参加資格を有していない申請者に対して行う。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

5 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。